

## 死亡したとき (埋葬料) (埋葬費)

被保険者本人・被扶養者が亡くなったときは、埋葬を行う方に埋葬料または埋葬費が支給されます。「**埋葬料(費)支給申請書**」で申請します。

### ◆ 1 埋葬料について

被保険者が業務外の事由により亡くなったときは、亡くなった被保険者により※生計を維持されて、埋葬を行った家族に5万円の「埋葬料」が支給されます。また、被扶養者が亡くなったときは、被保険者に「家族埋葬料」として5万円が支給されます。

※生計を維持されていたとは、被保険者によって生計の全部又は一部を維持されている方であって、民法上の親族や遺族であることは問われません。また、被保険者が世帯主であるか、同一世帯であるかも問われません。

### ◆ 2 埋葬費について

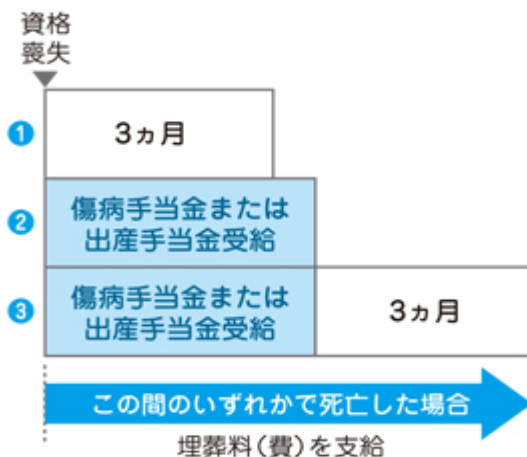
埋葬料を受けられる方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に、埋葬料(5万円)の範囲内で、※埋葬にかかった費用が「埋葬費」として支給されます。

※埋葬にかかった費用とは、埋葬に直接必要とした実費額をいいますが、具体的には、葬壇一式料のほか、霊柩車代、霊柩運搬人夫代、葬式の際の供物代、火葬料、僧侶の謝礼等が対象となります。

### ◆3 資格喪失後の埋葬料（費）について

被保険者がその資格喪失後に亡くなり、次のいずれかに該当する場合は、埋葬料または埋葬費が支給されます。

1. 被保険者だった方が、資格喪失後 3 ヶ月以内に亡くなったとき
2. 被保険者だった方が、資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている間に亡くなったとき
3. 被保険者だった方が、2 の継続給付を受けなくなった日から 3 ヶ月以内に亡くなったとき



なお、被保険者の資格喪失後には、被扶養者が死亡したときの給付（家族埋葬料）はありません。

### ◆4 添付書類について

死亡原因が負傷による場合	「負傷原因届」
死亡原因の負傷が第三者の行為による場合	「第三者行為による傷病届」
<埋葬料> 被保険者が亡くなり、被扶養者が申請する場合	事業主による死亡の証明または死亡診断書等のコピー (申請書 2 ページ目に、事業主による証明を受ける欄があります。)
<埋葬料> 被保険者が亡くなり、被保険者により生計維持されていた被扶養者以外の方が申請する場合	●生計維持を確認できる書類 ・住民票(亡くなった被保険者と申請者が記載されているもの) ・住居が別の場合は、定期的な仕送りの事実のわかる預貯金通帳や現金書留のコピーまたは亡くなった被保険者が申請者の公共料金等を支払ったことがわかる領収書など
<埋葬費> 被保険者が亡くなり、被保険者により生計維持されていた方がいない場合で、実際に埋葬を行った方が申請する場合	・領収書の原本 (支払った方のフルネームおよび埋葬に要した費用額が記載されているもの) ・埋葬に要した費用の明細書
●事業主の証明を受けられない場合 ●任意継続被保険者(被扶養者)が亡くなった場合	・埋葬許可証または火葬許可証のコピー ・死亡診断書、死体検案書または検視調書のコピー ・亡くなった方の戸籍(除籍)謄(抄)本、住民票など